

(新) 令和6年度	(旧) 令和5年度
<p style="text-align: center;">〇〇地域包括支援センター業務委託仕様書 <u>(案)</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 委託期間 令和<u>6</u>年4月1日から令和<u>7</u>年3月31日</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 業務内容 センターの業務は、次に掲げるものとする。 なお、業務の実施に当たっては、令和5年度柏市地域包括支援センター運営方針のほか、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計発第1018001号)、「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」(令和4年4月一般財団法人長寿社会開発センター発行)及び市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ、適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般介護予防事業(法第115条の45第1項第2号)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 介護予防普及啓発事業</p>	<p style="text-align: center;">〇〇地域包括支援センター業務委託仕様書</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 委託期間 令和<u>5</u>年4月1日から令和<u>6</u>年3月31日</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 業務内容 センターの業務は、次に掲げるものとする。 なお、業務の実施に当たっては、令和5年度柏市地域包括支援センター運営方針のほか、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計発第1018001号)、「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」(令和4年4月一般財団法人長寿社会開発センター発行)及び市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ、適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般介護予防事業(法第115条の45第1項第2号)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 介護予防普及啓発事業</p>

(新) 令和6年度	(旧) 令和5年度
<p>フレイルチェック講座（小圏域ごとに年1回以上実施）や地域介護予防活動支援事業，地域イベント等，あらゆる機会を捉えて，認知症の<u>早期発見・早期対応の視点</u>も踏まえ，フレイル予防に関する普及啓発を進める。特に，フレイルチェック講座等においてフレイルリスクが高いと判断された者に対しては，多職種との連携により支援を行う。また，多様なライフスタイルや価値観をもつ高齢者のQOLの維持向上のために必要な資源を把握するとともに，不足している資源の開発に向けて関係者等への支援や協力及びかしわフレイル予防ポイント<u>制度</u>の普及啓発を行う。</p> <p>ウ （略）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>オ 困難事例への対応</p> <p>高齢者やその家庭に複合的に課題が存在する場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した<u>際</u>には，訪問等による速やかな状況把握に努め，センター全体で対応方針を検討し，必要な支援を行う。</p> <p>カ 消費者被害の防止</p> <p>消費者被害を未然に防止するため，消費生活センター等との<u>情報交換に努め，地域住民や</u>民生委員等に対して必要な情報提供を行う。</p> <p>(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）</p> <p>ア～エ （略）</p> <p><u>オ 多職種包括訪問事業</u></p>	<p>フレイルチェック講座（小圏域ごとに年1回以上実施）や地域介護予防活動支援事業，地域イベント等，あらゆる機会を捉えて，認知症の<u>発症予防の観点</u>も踏まえ，フレイル予防に関する普及啓発を進める。特に，フレイルチェック講座等においてフレイルリスクが高いと判断された者に対しては，多職種との連携により，フレイル予防に向けた支援を行う。また，多様なライフスタイルや価値観をもつ高齢者のQOLの維持向上のために必要な資源を把握するとともに，不足している資源の開発に向けて関係者等への支援や協力及びかしわフレイル予防ポイント<u>カード事業</u>の普及啓発を行う。</p> <p>ウ （略）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>オ 困難事例への対応</p> <p>高齢者やその家庭に重層的に課題が存在する場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した<u>場合</u>には，訪問等による速やかな状況把握に努め，センター全体で対応方針を検討し，必要な支援を行う。</p> <p>カ 消費者被害の防止</p> <p>消費者被害を未然に防止するため，消費生活センター等と<u>定期的に情報交換等を行うとともに，</u>民生委員等に対して必要な情報提供を行う。</p> <p>(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）</p> <p>ア～エ （略）</p> <p><u>((12)より移動)</u></p>

(新) 令和6年度	(旧) 令和5年度
<p><u>栄養、リハビリテーションの専門職と連携することにより、センター及び居宅介護支援事業所が抱える事例についてのケアマネジメントの向上を目指す。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）</p> <p>ア 地域ケア個別会議</p> <p>医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援等を通じて、支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策の検討を年2事例以上行い、個別課題の解決や地域課題の抽出、地域資源の開発につなげる。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(10) 認知症高齢者見守り事業 <u>(法第115条の45第3項第2号)</u></p> <p>かしわオレンジSOSネットワークへの市民・事業所の登録を推進し、徘徊高齢者の早期発見等、地域における認知症高齢者見守り体制を構築する。</p> <p>(11) 認知症サポーター等養成事業 <u>(法第115条の45第3項第3号)</u></p> <p>認知症への正しい知識を持ち、地域で認知症の人や家族をゆるやかに見守る認知症サポーターを養成するとともに、かしわオレンジフレンズと連携して各種の普及啓発を進める。</p> <p><u>((5)オへ移動)</u></p>	<p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）</p> <p>ア 地域ケア個別会議</p> <p>医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援等を通じて、支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策の検討を年3事例以上行い、個別課題の解決や地域課題の抽出、地域資源の開発につなげる。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(10) 認知症高齢者見守り事業</p> <p>かしわオレンジSOSネットワークへの市民・事業所の登録を推進し、徘徊高齢者の早期発見等、地域における認知症高齢者見守り体制を構築する。</p> <p>(11) 認知症サポーター等養成事業</p> <p>認知症への正しい知識を持ち、地域で認知症の人や家族をゆるやかに見守る認知症サポーターを養成するとともに、かしわオレンジフレンズと連携して各種の普及啓発を進める。</p> <p><u>(12) 多職種包括訪問事業</u></p>

(新) 令和6年度	(旧) 令和5年度
<p>7 人員体制</p> <p>(1) 常勤の職員は次の職種を有するものとし、各職種についてそれぞれ1名以上、計〇名配置する。 そのうち1名は統括責任者（センター長）を、1名以上は認知症地域支援推進員を兼ねるものとする。 なお、配置人員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充すること。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ 主任介護支援専門員等</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) センター業務を補助する非常勤の職員を、<u>週20時間以内</u>で1名配置すること。</p> <p>(4) （略）</p> <p>8 業務に要するシステム及び機器の貸与等</p> <p>(1) 機器の貸与・使用</p> <p>ア 市は、地域包括支援センター支援システムの端末機及びプリンター<u>並びにビデオ通話システム（かしまるネット）の端末機</u>を貸与する。</p> <p>イ 貸与された機器は業務以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(2) システムの使用</p> <p>ア 業務履行のために地域包括支援センター支援システム<u>及びかしまるネット</u>を利用する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>栄養、歯科、リハビリテーションの専門職と連携することにより、センター及び居宅介護支援事業所が抱える事例についてのケアマネジメントの向上を目指す。</u></p> <p>7 人員体制</p> <p>(1) 常勤の職員は次の職種を有するものとし、各職種についてそれぞれ1名以上、計〇名配置する。 そのうち1名は統括責任者（センター長）を、1名以上は認知症地域支援推進員を兼ねるものとする。 なお、配置人員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充すること。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ 主任介護支援専門員</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) センター業務を補助する非常勤の職員を、<u>月12日以内かつ週19.5時間以内の範囲内</u>で1名配置すること。</p> <p>(4) （略）</p> <p>8 業務に要するシステム及び機器の貸与等</p> <p>(1) 機器の貸与・使用</p> <p>ア 市は、地域包括支援センター支援システムの端末機及びプリンターを貸与する。</p> <p>イ 貸与された機器は業務以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(2) システムの使用</p> <p>ア 業務履行のために地域包括支援センター支援システムを利用する。</p>

(新) 令和6年度	(旧) 令和5年度
<p>イ <u>各システムは、市から付与されたIDの利用により適正に管理し、その使用状況を記録する。</u></p> <p>ウ <u>各システムの運用に当たっては、地域包括支援センター支援システムネットワーク運用規約又はかしまるネット端末等管理仕様書に則り運用する。</u></p> <p>9 委託業務実施上の留意事項</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 危機管理及び非常災害対策</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>エ 暴行、威迫する言動等による違法又は不当な行為の要求に対しては、直接警察へ連絡し、その旨を市へ報告すること。</p> <p>10～16 (略)</p> <p>17 担当</p> <p>住所：柏市柏5丁目8-12 教育福祉会館内</p> <p>電話：04-7167-2318</p> <p>FAX：04-7167-8381</p> <p>柏市<u>健康医療部</u>地域包括支援課</p>	<p>イ システムの利用に際し、市から付与されたIDを利用し、<u>地域包括支援センター支援システムネットワーク利用規約に則り運用するとともに、適正に管理し、その使用状況を記録する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>9 委託業務実施上の留意事項</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 危機管理及び非常災害対策</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 事業実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を講じること。</u></p> <p>オ 暴行、威迫する言動等による違法又は不当な行為の要求に対しては、直接警察へ連絡し、その旨を地域包括支援課へ報告すること。</p> <p>10～16 (略)</p> <p>17 担当</p> <p>住所：柏市柏5丁目8-12 教育福祉会館内</p> <p>電話：04-7167-2318</p> <p>FAX：04-7167-8381</p> <p>柏市<u>保健福祉部</u>地域包括支援課</p>